

令和9年度 就学援助手続きのお知らせ

鳥取市では、小・中・義務教育学校へ通うお子様の就学にあたり、経済的な理由でお困りの保護者に対して援助をおこなっています。

1 援助の対象となる方

鳥取市内に住所があり、鳥取市内における国公立の小・中・義務教育学校へ就学する児童生徒の保護者で、下記申請項目のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護が停止または廃止になった方
- (2) 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に保護者本人が該当していることを示す控除があり、前年所得の合計金額が135万円以下の方(市民税が非課税または減免)
- (3) 個人事業税の減免を受けている方
- (4) 固定資産税の減免を受けている方
- (5) 国民年金保険料の免除を受けている方
- (6) 国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方
- (7) 児童扶養手当の支給を受けている方 ※児童手当・特別児童扶養手当ではありません
- (8) 生活福祉資金による貸付を受けている方
- (9) 上記には該当しないが、収入の減少等によりお困りの方 ※世帯収入による審査を行います

2 申請について

下記の書類をお子様の就学先の学校へ提出してください。

- (1) 令和9年度就学援助費交付対象者認定兼交付申請書
- (2) 申請項目ごとの必要書類 ※詳しくは、裏面をご確認ください。
- (3) 通帳等のコピー(振込先口座や名義人がわかるもの)
- (4) 委任状(指定口座の名義人が申請者と異なる場合のみ)

申請期間	認定・支給
受付開始 ～令和9年4月15日	4月1日付け認定となります
令和9年4月16日 ～令和10年3月15日	5月1日付け以降の <u>中途認定</u> となります。 毎月15日までに提出されたものが、当月付け認定になります。 〈例〉4月16日～5月15日に申請→5月1日付け認定

※申請期間により、認定月や支給内容(対象費目、金額)が異なりますので、ご注意ください。

※上記は教育委員会への提出期限となりますので学校への提出期限はこれよりも早くなります

4 その他

手続きや支給内容等の詳細については、鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください

【鳥取市公式ウェブサイト】<https://www.city.tottori.lg.jp/site/kosodate/47416.html>

◎問い合わせ先

- ①鳥取市教育委員会事務局 学校保健給食課 学校保健・支援係
住所：〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市市役所5階
電話：0857-30-8416
- ②各小・中・義務教育学校



○ 申請に必要な書類について

申請項目	必要書類
(1) 生活保護が停止または廃止になった方	・ なし（教育委員会で確認します）
(2) 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年所得の合計金額が135万円以下の方	・ 市県民税所得課税証明書（ 原本 ） ※必ず、本人該当項目の欄に控除があるかどうかご確認ください
(3) 個人事業税の減免を受けている方	・ 減免の決定通知書のコピー
(4) 固定資産税の減免を受けている方	・ 減免の決定通知書のコピー
(5) 国民年金保険料の免除を受けている方	・ 免除の承認通知書のコピー
(6) 国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方	・ 減免の決定通知書のコピー
(7) 児童扶養手当の支給を受けている方	・ 児童扶養手当証書のコピー
(8) 生活福祉資金による貸付を受けている方 ※緊急小口資金等の一時的な貸付は対象外	・ 貸付の決定通知書のコピー（令和8年度以降に決定を受けたもの）
(9) 上記には該当しないが、収入の減少等によりお困りの方 ※世帯収入による審査を行います 認定基準額の目安については、鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください	【就業中の方】 ・ 令和8年分の源泉徴収票または確定申告書 ○上記書類がない場合や家計が急変した場合 ・ 直近の給与明細3ヶ月分以上 【就業していない方】 ・ 雇用保険被保険者離職票または各会社等で発行された退職証明書類 ○上記の証明書類がない場合 ・ 地区担当民生児童委員による確認書類（原本） ※様式は学校にあります 【年金受給の方】※遺族年金や障害年金も対象です ・ 令和8年分源泉徴収票または最新の年金振込通知書 【6月以降の提出の場合】 ・ 令和9年度市県民税所得課税証明書（原本） 【障がい者手帳を取得している方】 ・ 障がい者手帳（該当者全員分） 【その他特別な事情がある方】 収入の分かる書類と併せて下記の書類をご提出ください ○震災等による避難者 ・ 罹災証明書 ○離婚調停中の場合 ・ 裁判所が発行する調停裁判の証明書 ○世帯状況と実態が異なる場合 （例）申請者が配偶者と別居状態で、定期的な連絡や金銭的な支援もない等 ・ 地区担当民生児童委員及び学校長による所見書（原本） ※様式は学校にあります

～ご確認ください～

- ・ 年度の指定のない書類については、申請時点で最新のものをご提出ください
- ・ 原本と記載している書類以外については、写し（コピー）をご提出ください
- ・ 各種通知書については、発行場所へお問い合わせください